

■要求水準書【管理運営編】に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
13	1-4	第1章	第4節	1 1)	浸出水処理施設	貴市の平成28年度一般廃棄物処理実施計画では最終処分場の埋立完了予定は平成29年度と記述があります。平成29年度以降、最終処分場の廃止条件が整った場合には、最終処分場を廃止するのでしょうか。	今後、最終処分場は再生事業を実施予定であり、廃止の予定はありません。なお、入札説明書等に関する質問への回答（第1回）No. 2に記載のとおり、再生事業の実施の有無にかかわらず、現在の最終処分場への運搬は事業者の業務となります。
14	1-15	第4章	第4節	5 6)	灰固化物の重金属溶出基準	1-15ページには「灰固化物」の重金属溶出基準、別紙3の重金属溶出には「焼却灰」と記載されております。どちらが正でしょうか。	灰固化物を正としてください。 また、要求水準書（設計・建設編）P7 5.6)及び要求水準書（管理運営編）P1-15 5.6)は焼却灰にも適用され、焼却灰及び灰固化物のダイオキシン類含有基準値は3ng-TEQ/g以下とします。 また、要求水準書（管理運営編）別紙3に示す重金属溶出の測定対象は、焼却灰及び灰固化物とします。
15	1-20	第1章	第5節	3	生活環境影響調査の実施	本件工事内容は軽微変更と見なされるので、生活環境影響評価は行わなくて良いと考えますがよろしいでしょうか。	本工事内容が廃棄物処理法上の生活環境影響調査の対象となるか ならないかに関わらず、生活環境影響調査の実施を求めています。 要求水準書のとおりとします。
16	1-20	第1章	第5節	3	生活環境影響調査の実施	生活環境影響評価を行う場合は、鹿児島県との調整及び市民への縦覧・公告等の結果、工事工期に影響が出たときは工期延長も可能でしょうか。	原則として工期延長は不可とします。
17	1-20	第1章	第5節	3	生活環境影響調査の実施	生活環境影響評価で必要な鹿児島県との調整及び市民への縦覧・公告は、市殿の責任でご対応いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	鹿児島県との調整が必要な場合、市が連絡窓口となりますが、県への説明資料の作成、県への説明等は、事業者が実施してください。また、市民への縦覧・公告の行政手続きは市が実施しますが、縦覧・公告に必要となる資料作成等は、事業者が実施してください。
18	1-22	第1章	第5節	9	本市の検査等への協力	本施設に常駐される貴市の職員様は何名でしょうか。	現在は2名の市職員が常駐しています。今後の予定として、基幹的設備改良工事が完了する平成31年度までは市職員が常駐し、平成32年度以降の体制については未定です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
19	1-26	第1章	第6節	5 1)	浸出水処理施設	「・・・2年間は支障の無い状態であること」と書かれておりますが、この「支障が無い状態」の定義をお示しください。	支障が無い状態とは、本業務期間中の平均的な用役費及び点検補修費を上回る用役費及び点検補修費が必要とならない状態で、本施設の公害防止条件を遵守した運転が可能な状態を示します。
20	1-27	第1章	第6節	5 2)	その他施設	本管理運営期間終了と同時にその他施設が廃止又は休止される場合、（１）「ごみピット等残留物処理」及び（２）「各種薬品撤去」以外の費用は本管理運営業務範囲外と理解してよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとし、解体・撤去費は含みません。
21	4-2	第4章		5 1)	適正処理	当該廃棄物を本施設で「再度処理」する場合・・・とありますが、「再度処理」する対象はリサイクル施設の容器包装リサイクル品の引取に漏れたペットボトル等残渣を焼却処理することと理解してよろしいですか。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令等を遵守した適切な処理を求めています。なお、具体的な処理方法については、本市の承諾を必要とします。
22	5-6	第5章		9	長寿命化計画書の作成及び実施	本管理運営業務で実施する精密機能検査は、廃掃法で規定される「ごみ焼却施設」が対象との理解で宜しいでしょうか。	環整95条「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」（昭和52年11月4日付）に示されるごみ焼却施設を対象とします。なお、要求水準書（管理運営編）P5-6 9.に記載している長寿命化計画の作成及び実施は、本施設全体を対象とする点に留意してください。
23	8-2	第8章		6 1)	見学者対応	1回の見学者人数を御教示ください。また、年間の見学者人数を御教示ください。	平成27年度実績では、42件、1,124人となります。1回の見学者人数は、2～144名／団体となっています。
24	8-2	第8章		6 1)	見学者対応	現状の見学者ルート及び内容を御教示ください。	現在の見学者ルート及び内容は、①全体説明（2階会議室）⇒②中央操作室⇒③トラックスケール⇒④プラットホーム（ごみピット）⇒⑤プラットホーム（不燃粗選別、粗大ごみ処理施設）⇒⑥不燃手選別ライン⇒⑦資源ごみ処理施設⇒⑧ストックヤード⇒⑨煙突⇒⑩最終処分場としています。